大阪府立長野高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項

大阪府立長野高等学校(以下「学校」という。)が行う学校食堂営業及び自動販売機設置事業者(以下「営業事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

１　使用許可物件

本公募は、学校食堂営業と自動販売機設置のセットで行います。

⑴　学校食堂営業

使用許可場所／所在地	使用許可面積	数量	最低使用料（年額・税抜）	位置
大阪府立長野高等学校 体育館１階 河内長野市原町２丁目 １番１号	厨房　８４．５０㎡ （倉庫・更衣室・ＷＣ含む）	一式	１４３，７００円	図１ 図２

※上記の使用許可面積については全て壁芯での計算になります。

⑵　自動販売機設置

設置面積	台数	最低使用料（年額・税抜）	その他（特記事項）
０．５㎡未満	１台	８，７００円	
０．５㎡以上１．０㎡未満		１７，３００円	
１．０㎡以上		１９，０００円 （設置面積1.0㎡の場合）	設置面積が1.0㎡をこえる場合は、19,000円に0.1㎡増すごとに1,800円を加算した額とする。

※ 自動販売機については、２台設置するものとし、設置場所及び自動販売機の種類等は、学校と協議し決定するものとします。

２　応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

⑴　次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ　破産者で復権を得ない者

キ　府の指名停止措置を受けている者又は府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分(違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。)を受けている者

ク　過去３年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者

⑵　次のアからカまでのいずれにも該当しない者(アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後２年を経過した者を含む。)であること

ア　大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法(昭和22年法律第67号）第234条の２第１項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者、及び正当な理由がなく使用料・光熱水費等を滞納している者

カ　前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

⑶　法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること(該当についてのみ。)

⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号）第２条第２号から第４号まで又は第６号の規定に該当しない者であること

⑸　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第５条第１項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること

⑹　現在及び過去において、１年以上継続した飲食業の営業実績をもつこと

⑺　府税に係る徴収金を完納していること、かつ、最近１事業年度の消費税、地方費税を完納していること

３　公募条件等

⑴　応募価格

応募価格は、⑵アの使用許可の期間にかかわらず、年額使用料(税抜)を百円単位で記入してください。

⑵　使用料等

ア　使用許可の期間

使用許可の期間は、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日の５年間とします。

イ　学校行事等

使用許可期間は前記アのとおりですが、期間中の土・日・祝祭日・学校休業日は原則として閉校しています。例外として、補講やクラブ活動、校庭開放等があります。

また、期間中の夏休み・冬休み・春休み等の長期休業中の平日は開校していますが、原則として生徒は登校していません。この他に遠足や修学旅行、創立記念日等で生徒が登校しない日が年に数日あります。

学期中であっても、定期試験等による試験前及び試験中は短縮授業(午前中のみ)が定期的にあります。なお、この期間中はクラブ活動は禁止されています。

上記長期休業中の例外として、３年生の授業や学年の補講、クラブ活動、校庭

開放等の行事が短期間予定されています。また、校庭開放(土・日)は年間を通じて予定をたてて行っています。上記学校行事予定の詳細については、現地説明会において年間行事予定表を配付し説明します。

なお、食堂営業時間については、別紙「大阪府立長野高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項に係る仕様書」３使用条件等⑴食堂営業時間をご覧ください。

ウ　使用料

学校が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、学校食堂営業と自動販売機設置（全台数）の合計額で使用料とします。年額使用料の額は、学校食堂営業及び自動販売機設置それぞれの応募価格（税抜額）に百分の百十を乗じて得た額とし、 学校食堂営業及び自動販売機設置(全台数)の合計額とします。

なお、学校食堂営業の税込額と自動販売機設置の税込額に10円未満の端数があるときは、各々について切り捨てて合計をします。

エ　使用料の納入

使用料は、年度ごとに大阪府(大阪府教育委員会教育長)の発する納入通知書により、使用開始前又は年度開始前の大阪府(大阪府教育委員会教育長)が指定する期限までに当該年度分を全額納入してください。

⑶　必要経費の負担

ア　営業事業者が負担すべき経費

（ア）学校食堂の営業に必要な各種手続きに要する費用

（イ）使用前・使用中における室内の床面・壁面等の清掃を行う場合の費用

（ウ）営業事業者が、食器・調度品・設備機器等を持ち込んで設置する場合の設置・運用・維持補修及び撤去に要する一切の費用

（エ）学校食堂営業及び自動販売機の運転に必要な一切の光熱水費並びにこれらに必要な維持管理費用

（オ）自動販売機の設置及び移設・増設・撤去に要する工事費等の一切の費用

イ　光熱水費その他経費の負担内容

学校食堂の準備・営業等及び自動販売機の運転に必要な光熱水費及びその他維持管理に必要な経費の負担内容は、別紙「大阪府立長野高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項に係る仕様書」に記載のとおりとします。

⑷　遵守事項及び使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

ア　使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料及び光熱水費等の費用を期限までに確実に納付すること

イ　使用期間中に２⑶にかかる許認可等の取消しを受けていないこと

ウ　学校食堂の営業及び自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと

エ　食材及び販売品の搬入並びに廃棄物の搬出時間及び経路については、学校の指示に従うこと

オ　自動販売機の移設・増設・撤去等を行う場合は、事前に学校と協議し、その指示に従うこと

⑸　原状回復

営業事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、営業事業者は一切の補償を大阪府(学校)に請求することができません。

４　応募申込手続き

⑴　申込方法

ア　郵送する場合

※　郵送等により申し込む場合は、必ず確認がとれる書留、配達記録、宅配便などを利用するようにしてください。

【申込受付期間】

令和６年２月１６日(金)～令和６年２月２２日(木)≪必着≫

提出先　〒５８６－００２１
河内長野市原町２丁目１番１号
大阪府立長野高等学校事務室

イ　持参する場合

【申込受付期間】

令和６年２月１６日(金)～令和６年２月２２日(木)
午前９時～午後４時３０分

なお、土曜日、日曜日、祝日、学校休業日は受付を行いません。

提出先　河内長野市原町２丁目１番１号
大阪府立長野高等学校事務室

⑵　必要な書類(各１部)

ア　応募申込書(学校指定様式)
イ　誓約書(学校指定様式)
ウ　販売品目・食堂用(学校指定様式)
エ　販売品目・自動販売機用(学校指定様式)
オ　２⑶にかかる許認可等の免許証の写し
カ　２⑹にかかる１年以上営業した飲食店の営業許可証の写し
キ　会社概要等(会社パンフレットなど飲食業の１年以上の営業実態が判断できるもの)

⑶　その他

応募申込は、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

５　現地説明会及び質問書

⑴　現地説明会

ア　日　　時　　令和６年２月９日（金）午後３時から

※　説明会前日までに学校に申し込んでください。
申し込み方法については、電話・FAX・電子メール何れかの方法で申し込んでください。
なお、電話番号・FAX番号・電子メールアドレスは、９その

他（３）募集に関する問い合わせ先に記載しています。

イ　集合場所　　大阪府立長野高等学校事務室

⑵　質問書

ア　受付期間　令和６年２月１３日（火）～令和６年２月１５日（木）
午前９時～午後４時３０分

イ　提出方法　質問書(学校指定様式)より、ア受付期間内に「４⑴提出先」あてに持参・ＦＡＸ・電子メールの何れかの方法で提出してください。

※　ＦＡＸ、メールアドレスは、９その他⑶募集に関する問い合わせ先に記載しています。

ウ　質問に対する回答　令和６年２月１４日（水）から２月１６日（金）の間に「４⑴提出先」において、応募者全員にＦＡＸ・電子メールのいずれかの方法で回答します。

６　営業事業者の決定

⑴　提出された応募書類等の審査を行い、必要な資格を満たしている者を営業事業者の選定対象とします。

⑵　選定対象の内、公募物件に対し、学校が設定する最低使用料以上の額で、かつ学校食堂営業と自動販売機設置(全台数)の応募価格合計額（提案使用料）を得点化するとともに、その他の選択項目で審査した結果も得点化して、両方合わせ総合的に判定し、最も高い評価（得点）で応募申込みを行った者を選定し、営業事業者とします。なお、得点の配分は、提案使用料で50点、その他、学校が設定した選択項目で50点とし、あわせて100点を満点とします。また、審査を行うにあたり、提供を予定しているメニューの中から１，２点抽出し、試食する場を設けさせていただくことがありますので、その際には、ご協力ください。

⑶　最も高い評価（得点）を得た営業事業者が２者以上ある場合は、提案使用料の得点が高い営業事業者を選定します。提案使用料の得点も同じ場合は、優先順位を定めた選択項目の得点の高い方を営業事業者とします。

審査の評価（採点）方法については、別紙「食堂事業者選定採点表」ご覧ください。

⑷　営業事業者の決定日及び公表等

営業事業者の決定は、令和６年２月２７日(火)の予定です。営業事業者の決定後、応募者に決定金額（審査評価結果）及び決定した営業事業者名を通知するとともに、長野高等学校ホームページに決定金額（審査評価結果）及び営業事業者の氏名(法人の場合は法人名)を掲載します。

７　使用許可申請の手続き

営業事業者に決定した者は、令和６年３月８日(金)までに、次の行政財産使用許可申請書を提出してください。併せて、２(７)に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書(「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書)と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(いずれも発行日から３か月以内のものに限る。)を提出してください。

≪行政財産使用許可申請提出書類≫

※　提出部数は各１通

学校指定様式等は設置事業者決定後に学校からお渡しします。

⑴　行政財産使用許可申請書（学校指定様式）

⑵　設置する自動販売機のカタログ(寸法、消費電力のわかるもの)

⑶　証明書類(発行日から３か月以内のもの)

＜法人の場合＞

商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、印鑑証明書及び代表者の資格証明書、委任状

＜個人の場合＞

印鑑登録証明書(市役所(町村役場)発行のもの)

⑷ 役員名簿(氏名＜漢字/ふりがな＞、生年月日、性別、法人名、法人所在地を記載。(様式任意)ただし、現実と相違する場合は速やかに変更手続きをしてください。)

⑸ 自動販売機の管理関係証明書(学校指定様式)

⑹ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者(応募者)と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し

⑺ 自動販売機設置日時等連絡票(学校指定様式)＜自動販売機の設置前に提出＞

⑻ 自動販売機設置位置図

８　営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者としての決定を取消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合

(2) 営業事業者が応募者の資格を失った場合

９　その他

⑴　許可の手続きに関する一切の費用については、営業事業者の負担とします。

⑵　本募集要項に定めるものの外、詳細については「大阪府立長野高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項に係る仕様書」記載のとおりとします。

⑶　募集に関する問い合わせ先

大阪府立長野高等学校事務室　担当　山本

河内長野市原町２丁目１番1号

電　　話　０７２1－５３－７３７１

ファックス　０７２1－５３－７３８４

電子メール　nagano-hs@sbox.pref.osaka.lg.jp

大阪府立長野高等学校　校舎配置図

図1

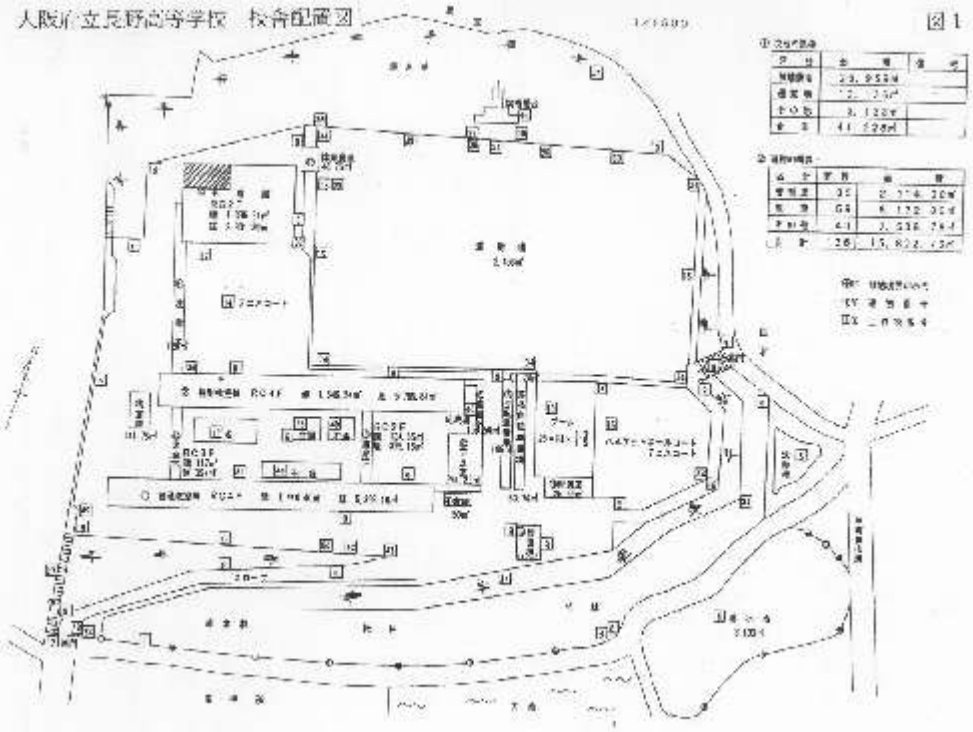

大阪府立長野高等学校　食堂平面図・自動販売機設置位置図

図2

体育館1階配置図

表１　厨房設備等無償貸与物品一覧表

	品名	規格	数量	備考
1	ガステーブルレンジ	（株）マルゼン製　ＲＧＴ－Ｓ１５７Ｂ	1	
2	ガス立体炊飯器	㈱コメットカトウ CRA２－１５０NS	1	
3	フライヤー	タニコー㈱NB-TGFL-C45	1	
4	フライヤー	タニコー㈱TGFL-C45	1	
5	シャワー付食器返却槽	１２００×１１００×８００	1	
6	食器消毒保管機	ＧＳ－７５１ＷＢ	1	
7	うどん湯煎器	ＯＴ－ＮＹ（３Ｐ）１５７５	1	
8	冷凍冷蔵庫	ホシザキ電機 ＨＲＦ－１５０ＸＦ３	1	
9	ガス給湯器	ノーリツ GQ-5021WZD-F　RC-9008M	1	
10	二槽シンク	１２００×６５０×８００	1	
11	〃	１２００×６００×８００	1	
12	〃	１５００×７００×８００	1	
13	調理台	１５００×６５０×８００	1	
14	〃	１６００×６００×８００	1	
15	脇台	７００×６００×８００	1	
16	〃	６００×７５０×８００	1	
17	〃	６００×７５０×８００	1	
18	パンラック	１５００×６００×１８００	1	
19	盛付配膳台	１２００×９００×８００	1	
20	テーブル	１２００×９００×８００	1	
21	水切台	９００×７００×８００	1	
22	棚	７５０×１５００×１８００	1	
23	テーブル	６００×１５００×６４０	1	
24	テーブル	７００×７５０×８００	1	

応 募 申 込 書

＜学校食堂営業及び自動販売機設置＞

令和　　年　　月　　日

大阪府立長野高等学校長 様

住所（所在地）（〒　　－　　）

氏　　名
法 人 名
代表者名　　㊞
（事務担当者）
所属部署
氏　　名
電　　話　　－　　－
ファックス　　－　　－

大阪府立長野高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集について、募集要項及び同仕様書の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1　提案使用料（合計）

	応　募　価　格（提案使用料・年額・税抜）							
学校食堂営業及び自動販売機設置の　合　計　額							0	円 0

【内訳】

⑴　学校食堂営業提案使用料

使用許可場所／所在地	使用許可面積	数量	応　募　価　格（提案使用料・年額・税抜）							
大阪府立長野高等学校体育館１階 河内長野市原町２丁目１番１号	厨房８４．５０㎡（倉庫・更衣室・ＷＣ含む）	一式							0	円 0
		小計							0	0

⑵　自動販売機設置提案使用料

設置台数	設　置　場　所	応　募　価　格（提案使用料・年額・税抜）
1	大阪府立長野高等学校 体育館１階食堂内 （屋内設置）	円 0　0
2	大阪府立長野高等学校 体育館１階南側 （屋外設置）	0　0
小計		0　0

ア　食堂営業と自動販売機設置のセットとします。

イ　応募価格は、大阪府立長野高等学校が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。

ウ　応募価格は、年額（税抜額）とし、百円単位で記入してください。

　なお、年額使用料は、学校食堂営業と自動販売機屋内設置の場合は応募価格（税抜額）に百分の百十を乗じて得た額、自動販売機屋外設置の場合は、応募価格（税抜額）とし、学校食堂営業と自動販売機全台数の合計額とします。

エ　金額はアラビア数字で記入してください。

オ　初めの数字の頭に￥を記入してください。

カ　応募後の金額等の訂正は一切認めませんので、十分確認した上で応募してください。

2　添付書類

⑴　誓約書（学校指定様式）

⑵　販売品目・食堂用（学校指定様式）

⑶　販売品目・自動販売機用（学校指定様式）

⑷　法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

⑸　２⑹にかかる１年以上営業した飲食店の営業許可証の写し

⑹　会社概要等（会社パンフレットなど飲食業の１年以上の営業実態が判断できるもの）

3　その他

設置希望の自動販売機に関して特記事項があれば記載してください。

（　　）

誓　約　書

私は、大阪府立長野高等学校が実施する学校食堂営業及び自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

1　応募申込書の提出に際し、大阪府立長野高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項及び同仕様書について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。

2　大阪府立長野高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者募集要項の「２応募資格要件」に定める必要な資格を有します。

3　設置事業者の決定に関して、大阪府立長野高等学校ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載することに同意します。

令和　　年　　月　　日

大阪府立長野高等学校長 様

住　所
（所在地）

氏　　名
法 人 名
代表者名　　㊞

誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1　私は、大阪府暴力団排除条例第２条第２号及び第４号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2　私は、大阪府暴力団排除条例第２条第２号及び第４号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3　私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4　私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、行政財産の目的外使用許可の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府立長野高等学校長　様

令和　　年　　月　　日

申請者

住　　所

（所在地）

氏（フリ）　名（ガナ）

（法人名）

（代表者名）

生年月日

共有予定者

住　　所

（所在地）

氏（フリ）　名（ガナ）

（法人名）

（代表者名）

生年月日

共有予定者

住　　所

（所在地）

氏（フリ）　名（ガナ）

（法人名）

（代表者名）

生年月日

販　売　品　目　一　覧　表　（食堂用）

販売品目名	提供価格（税込み）（円）	備　考

（注）この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している販売品目名、提供価格（税込）を記載。

氏　　名
法 人 名
代表者名

担当者名

【物件番号】

販 売 品 目 一 覧 表 （自動販売機用）

メーカー名	販売品目名	規格 （内容量）	容器の 種　類	標準価格 円	売　値 円	備　考

（注）　1　この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、販売品目名、規格（内容量）、容器の種類、標準価格（税込額）、売値（税込額）を記載すること

2　容器の種類欄には「ＰＥＴボトル・紙パック」のいずれかを記載すること

3　応募者が設置を希望する自動販売機のカタログを必ず添付すること

氏　　名

法人名

代表者名

担当者名

自動販売機の管理関係証明書

令和　　年　　月　　日

大阪府立長野高等学校長　様

住　　所（所在地）（〒　　－　　）

氏　　名
法 人 名
代表者名　　㊞
（事務担当者名）
所属部署
氏　　名
電　　話

大阪府立長野高等学校に設置する自動販売機に係る個別業務の実施企業名は、下表のとおりであることを証明します。

物件番号		設置場所	

【個別業務の実施企業名】

業務区分	企業名／担当所属	連絡先（電話番号）
自販機の所有権者		
設置管理責任		
故障時の対応		
商品の補充		
売上代金の回収		
その他（　　）		
その他（　　）		

※　個別業務の実施者（企業名）が、設置事業者（応募者）と異なる場合は、委託契約書・協定書等の書類の写しを提出してください。
※　物件番号で個別業務の実施者が（企業名）が異なる場合は、個別業務の実施者ごとに提出してください。
※　本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。

質　　問　　書

質問内容

回答内容

氏　　名
法 人 名
代表者名

担当者名

回答先メールアドレス（又はＦＡＸ）